

宗農委公第 5 号

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成23年 8月 4日開催、即日閉会の農業委員会の会議議事録を次により縦覧に供する。

平成23年 8月22日

七宗町農業委員会
会長 井戸敬二

1 縦覧の場所

七宗町役場	七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場神淵支所	七宗町神淵4525番地4
七宗町ホームページ	

2 縦覧期間

自	平成23年 8月22日
至	平成23年 9月 4日

平成 23 年度

第 3 回 七宗町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成23年 8月 4日(木) 午後 1時30分～ 2時55分

2. 開催場所 七宗町役場 2階 南会議室

3. 出席農業委員 (17名)

会 長	14番	井 戸 敬 二			
職務代理者	17番	後 藤 雅 和			
委 員	1番	中 島 六 八	2番	亀 山 忠 夫	
	3番	上 野 竜 司	4番	福 井 功	
	5番	亀 山 元 夫	6番	加 納 洋 治	
	7番	塚 本 虎之助	8番	中 島 博 二	
	9番	神 戸 岩 夫	10番	後 藤 洋 治	
	11番	渡 邊 仁 平	12番	馬 場 一 重	
	13番	岩 田 利 美	15番	福 井 徳 一	
	16番	山 岡 洋 子			

4. 欠席農業委員 (無)

5. 協議事項

議第1号 会長並びに職務代理者の選出について(議席指定)

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
(許可)又は(承認)

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(承認)

議第4号 農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見について
～農業振興地域の整備に関する法律により～
(承認)

議第5号 七宗町農業委員会農地の利用状況調査実施要領（案）について
～農地パトロール月間（利用状況調査）の実施について～
（承認）

6. 出席農業委員会事務局職員（ 5名）

事務局長 長谷川 和 彦（農林建設課 課長）

書記 亀 山 一 美（農林建設課 農務係主査）

可 児 義 昌（農林建設課 課長補佐兼農務係長）

めぐみの農業協同組合 神湊支店 水 川 篤 司（支店長）

岐阜県 可茂農林事務所 農業普及課 神 野 浩 司
（技術課長補佐・七宗町担当普及員）

7. 欠席農業委員会事務局職員（ 1名）

めぐみの農業協同組合 上麻生支店 今 井 幸 夫（支店長）

平成 23 年度

第 3 回 農業委員会総会

事務局長
(長谷川和彦)

皆さん、こんにちは。

(こんにちは。)

事務局長

定刻の時間となりましたので、只今より「平成23年度 第3回 農業委員会総会」を開催させていただきます。

本来ならば、会長よりご挨拶を承るところでございますが、ご案内のとおり本総会において会長及び職務代理者を選出して頂くことになっておりますので、参集者であります井戸町長よりご挨拶を申し上げます。

町長、宜しくお願いします。

町長
(井戸敬二)

改めまして皆さん、こんにちは。

(こんにちは。)

町長

本日は、何かとご多忙の中、「第3回 七宗町農業委員会」にご参集を賜りまして誠に有り難うございます。

只今、事務局長の説明のとおり会長が選出されます迄は、「農業委員会等に関する法律」により招集者である私とその役目を代行致しますので、本日の議事進行と併せまして宜しくお願いを致します。

今日、午前中でありましたがいよいよ皆さんも本当に気にしておられる、また町と致しまして長年の懸案事項でもあります「可児・金山線」のまず第1歩と致しまして、「麻生浄水場」の移設の関係で先般入札等もおこないまして、本日午前中に安全祈願祭をおこなったところであります。

まず、皆さんにご報告をさせていただきます。

さて委員各位には、先般7月20日に台風6号による被害が大変心配された中でありましたが、本総会に向けての研修会に参加を頂きました。誠に有り難うございました。

また、7月26日から27日にかけては、即実践として「農地法」に係る申請書の確認や現地確認などもして頂きました。

特に27日は、またゲリラ豪雨が早朝に襲いまして、「主要地報道可児・金山線」の通行止めや神湊牛ヶ洞地内におきまして災害等も発生を致しまして、確認業務に支障があったとも報告を受けておりますが誠に有り難うございました。

今後共、宜しくお願いを致します。

さて研修会につきましては、私は、残念ながら当日20日、21日と東北の被災地の方を県会議員と方と視察に行つて参りましたので参加が出来ませんでした。が、「農地法」をはじめと致しまして初めて耳にされます専門用語が多いと思われたのではないのでしょうか。

本日もご案内のとおり本総会終了後に、研修会が予定されておりますが「農業委員会」に関する事は、一度や二度まして数時間の研修で全容

町長

を理解する事は大変難しいと事であると思っておりますので、今後の活動の糧として頂き、知識を得る為に各種の研修会等が定期的に開催されますので、積極的な参加をお願いするところでもあります。

重ねて、任期3年の間には、それぞれにご予定もあろうかと思っておりますが、「農業委員会」の総会への出席は無論の事、事務局よりまた依頼されました各種調査、現地調査、確認等への同行にもご理解と御協力を重ねてお願いするところでもあります。

地域農業振興の要である「農業委員」としての活動にご尽力を賜りますようお願いを致します。

次に、既に皆さんにはご理解のうえ実践しておるわけではありますが、本町は上着の非着用、ノーネクタイというわけで、特にこの暑い時期6月から9月を目処と致しまして、そういった取り組みをしております。

特に今年は、先程も一寸ふれましたけども「東北地方太平洋沖地震」以後、「原子力発電所」の事もありまして、節度ある節電と併せて取り組んでおりますので、また皆様方におきましてもそれぞれにいろいろな取り組みをお願いするところでもあります。

さて、本日も提出されます議案につきまして慎重なるご審議をお願い致しまして私の挨拶とさせていただきます。

何卒、宜しくお願い致します。

事務局長

有り難うございました。

本総会にはオブザーバーとして、「めぐみの農協・上麻生支店長、神淵支店長」、「可茂農林事務所」からは「農業普及課」の職員の方をお招き致しまして、ご指導、ご助言を頂いているしだいでございます。

初めに、「水川神淵支店長」様にご挨拶を頂きます。

宜しくお願い致します。

神淵支店長
(水川篤志)

皆さん、改めましてこんにちは。

(こんにちは。)

神淵支店長

私、神淵の農協でお世話になっております「水川篤志」といいます。

住まいは、「蜂屋」でございましていろいろお世話になりますが宜しくお願い致します。

また、本来ですと「上麻生」の支店長も本日出席する予定でしたがどうしても仕事の都合で出れないということでしたので、宜しくお伝えくださいとのことでしたので、この場をお借りしましてお願いをしたいと思います。

何卒、宜しくお願いします。

事務局長

有り難うございました。

続きまして、「農業普及課」技術課長補佐の「神野」様宜しくお願い致します。

農業普及員
(神野浩司)

皆さんこんにちは。

(こんにちは。)

農業普及員

「可茂農林事務所・農業普及課」から参りました「神野」と申します。七宗町の窓口担当ということで、やらして頂いておりますので宜しくお願い致します。

昨年迄、いえ一昨年前迄は「農業改良普及センター」という名でおったのが去年から「農林事務所」の中の「農業普及課」という形で組織統合されて今に至っております。

やっていることと致しましては、同じ様なことやっておりますので今迄とおり宜しくお願いしたいと思っております。

事務局長

有り難うございました。

それでは、本総会出席者全員において「農業委員会憲章」を朗読致しますので、宜しくお願い致します。

お手元の資料若しくは、スクリーンの方をご覧ください。

全員

七宗町農業委員会憲章（朗読）

1. 農業委員会は、
農業・農業者の代表として、
誇りと責任のある行動に努めます。
1. 農業委員会は、
農用地の確保と有効利用を進め、
法令に基づく適正な農地行政に努めます。
1. 農業委員会は、
農地銀行活動を確立し、
農用地の流動化と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、
産業としての農業を確立するため、
担い手の育成と後継者の確保に努めます。
1. 農業委員会は、
活力ある農業・農村を築くため、
構造政策と地域活性化の推進に努めます。
1. 農業委員会は、
農業経営と暮らしの発展のため、
情報の収集・提供活動に努めます。
1. 農業委員会は、
農業者の期待と信頼に応え
新時代をひらく農政の確立に努めます。

事務局長

どうも、有り難うございました。
次に、「農業委員会等に関する法律第21条3項」の規程による資格審査報告を致します。
本日の農業委員会、出席委員17名全員でございます。
従いまして、ここに本総会が成立する事をご報告致します。
それでは、町長さん進行を宜しくお願い致します。

町長

はい、それでは、はじめに「農業委員会等に関する法律第27条」の規程による議事録作成の為、本日の議事録署名者につきまして指名をさせていただきます。

議事録署名者を [REDACTED] 委員さん

[REDACTED] 委員さん

以上2名の方、宜しくお願い致します。

又、委員各位をはじめとしまして皆さんにお願いを致します。
本総会は、全て会議内容を録音致しますので発言の有る時は、ゆっくり大きな声で発言をして頂きますよう宜しくお願いを致します。
又、本日は、まだ議席が決まっておりませんので地区名とお名前にてお願いをしておりますが、今後は議席番号と名前にてお願いをして参ります。
なお、本日の議事録の作成にあたる会議書記には、事務局職員を指名致します。

それでは、これより本日の議案につきまして協議に入ります。
「議第1号 会長並びに職務代理者の選出について」を議第とし事務局の説明を求めます。

事務局
(可児義昌)

はい、それでは「議第1号 会長並びに職務代理者の選出について」説明を致します。
資料につきましては、5頁になりますが、これは「農業委員会等に関する法律第5条」等により会長を置くとされております。
また「会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選したしたものがその職務を代理するするもの」とありますので、職務代理者の設置も必要となりますので宜しくお願い致します。
以上です。

町長

それでは、はじめに会長につきまして選出を致したいと思っておりますがいかが取りはからったら宜しいでしょうか。

農業委員
[REDACTED]

はい。 ※「挙手」

町長

はい。

農業委員

町長さんの井戸さんに会長をお願いしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし。)

町長

只今、ご推薦のお言葉を頂きましたが、他にはありませんでしょうか。

「自他推薦無し」

町長

それでは、自他推薦等も有りませんようですので、申し上げにくいんですが私で宜しいでしょうか。

「拍手」

町長

それでは、ご推薦を頂きましたので会長職をお引き受けさせて頂きま

す。
私と致しましても農業委員につきましても6年お付き合いをさせて頂きました。

けして充分とは言えませんが、私と致しましても七宗町の農業のお役に立てるように会長として頑張らさせて頂きたいというふうに思っておりますので、今後とも委員各位のご理解とご支援ご協力を宜しくお願いを致します。

どうか、宜しく御願ひ致します。

会長

(井戸敬二)

それでは、引き続き職務代理者の選出を致します。

選出につきまして、いかが取りはからったら宜しいでしょうか。

農業委員

会長一任で宜しくお願ひします。

会長

はい、只今会長一任との声がありましたが、宜しいでしょうか。

(異議無し。)

会長

それでは、私の方から職務代理者につきましては指名をさせて頂きたいとおもいます。

職務代理者につきまして、農協より推薦されてみえてます後藤委員さんをお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議無し。)

会長

有り難うございました。

それでは、後藤委員さんにはたいへんお世話になりますが職務代理者として宜しくお願ひを致します。

それでは、ここでご就任の簡単で宜しいですのでご挨拶を頂きたいと思っておりますので宜しくお願ひ致します。

農業委員
(後藤雅和)

すいません。
只今、ご指名を頂きまして職務代理者をやれという事ですのでやらせて頂きます。
職務代理者ということで、町長に何かあった時だけですので町長の健康等を願ひまして挨拶に代えさせて頂きます。
宜しくお願い致します。

「拍手」

会長

有り難うございました。
それでは、続きまして議席指定でございますが、抽選などいろんな方法がございますが、事務局より資料にもありますように提案がございます。
今、着席頂いております順になりますが、宜しいでしょうか。

「異議無し」

会長

はい、有り難うございます。
それでは、意義が無いようですので、只今お座り頂いている席順が議席とさせていただきます。

それでは、次に「議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」を議第とし、事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局
(可児義昌)

それでは、「議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の議案の朗読と説明を致します。
本日の申請は、3件でありまして資料7頁をご覧ください。

番号1

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

計 2筆 []

譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []

申請事由 譲渡人 []
[]
譲受人 []

事務局
(可児義昌)

番号 2
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []

申請事由 譲渡人 []
譲受人 []

番号 3
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

計 3筆 []

譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []

申請事由 譲渡人 []
[]
譲受人 []
[]

議第 3 号 - 1 関連

本件「議第 2 号 1 番」から「3 番」につきましては、申請書における書類審査及び地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

それぞれに資料 8 頁から 13 頁にありますように「農地法第 3 条第 2 項」の各号に該当しない旨を確認し「許可要件」を満たすと考えます。

それでは、順に説明をさせていただきますのでお手元の資料と併せまして正面のスクリーンをご覧ください。

地図の矢印が写真の撮影方向となります。

1 番につきましては、 []
[]
[]

次に 2 番につきましては、 []
[]
[]

事務局
(可児義昌)

続きまして3番につきましては、

以上です。

会 長

それでは、只今事務局より説明がありました「議第2号」につきまして、順に地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂き個々に審議を致します。

また、冒頭をお願いを致しましたとおり、議事録を作成のため会議内容を録音致しておりますので、ゆっくりと大きな声での発言をお願い致します。

初めに「議第2号1番」につきまして、委員さん宜しくをお願いを致します。

農業委員

以上です。

会長

はい、有り難うございました。

それでは、これより質疑に入ります。

意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

特に「農地法第3条」に係る審議は、初めてですのでどんな些細な事でも疑問にもたれましたら確認をして頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

「意見・質問無し」

会長

宜しいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、「議第2号1番」につきまして採決を致します。

原案のとおり「許可」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。

委員全員の方の賛成を頂きました。

よって「議第2号1番」につきましては、原案のとおり「許可」する事と致します。

次に「議第2号2番」につきまして、委員さん宜しくをお願いを致します。

農業委員

会長

はい、有り難うございました。
それでは、これより質疑に入ります。
また、意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

(異議無し)

会長

宜しいでしょうか。
それでは、「議第2号2番」につきまして採決を致します。
原案のとおり「許可」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きました。
よって「議第2号2番」につきましては、原案のとおり「許可」する事と致します。

農業委員

会長

はい、有り難うございます。
それでは、これより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

農業委員

一寸質問。 ※挙手

会長

はい、どうぞ。

農業委員

名前を言うんですか。

会長

いえ、どうぞ。

農業委員

はい、先程5条の関係があつてとの事でしたがもう少しその辺を説明願います。

事務局
(亀山一美)

事務局
(亀山一美)

[Redacted]

会長

宜しいでしょうか。

農業委員

[Redacted]

事務局
(亀山一美)

はい、そうです。

農業委員

はい、分かりました。

会長

その他、どんな事でも宜しいですがございませんでしょうか。

「質疑等無し」

会長

それでは、意見ありませんので採決を致したいと思います。
原案のとおり「許可」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きましたので、「議第2号3番」につきましては、原案のとおり許可する事と致します。

なお、「議第2号1番」から「3番」の「農地法第3条」に係る案件につきましては、全て「許可」となりましたので今後は事務局にて適正に事務処理をすように指示を致します。

続きまして、「議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議第とし、事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局
(可児義昌)

はい、それでは「議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」議案の朗読と説明を致します。

本日の申請は、6件であります。

資料につきましては、15頁からになりますので宜しくお願いします。

事務局
(可児義昌)

番号 1
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []
譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []
転用理由 []

番号 2
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []
譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []
転用理由 []

番号 3
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []
譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []
転用理由 []

番号 4
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []
譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []
転用理由 []

番号 5
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []
譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []
転用理由 []

事務局
(可児義昌)

番号 6
大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

譲渡人氏名 [] 住所 []
譲受人氏名 [] 住所 []

転用理由 []

本件「議第3号1番」から「6番」につきましては、申請書における書類審査及び地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

それぞれに農地区分として「第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」と判断します。

又、農地性が低く他の農地への影響も少ないと考えます。

それでは、スクリーンをご覧ください。

写真の撮影方向は、地図の矢印の方向からとなります。

1番につきましては、[]
[]

次に2番につきましては、[]
[]

次に3番につきましては、[]
[]

次に4番につきましては、[]
[]

次に5番につきましては、[]
[]

次に6番につきましては、[]
[]
以上でございます。

会長

はい、有り難うございました。
それでは、只今事務局より説明がありました「議第3号」につきまして、順に地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂き個々に審議を致します。
はじめに「議第3号1番」につきまして、[redacted]委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員
[redacted]

会長

はい、有り難うございました
それでは、これより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。
又、特に「農地法第5条」に係る審議は、はじめてですのでどんな些細な事でも疑問に持たれましたら確認をして頂きたいと思います。

「意見・質問無し」

会長

宜しいでしょうか。

「意見・質問無し」

会長

それでは、意見も無いようですので採決を取らせて頂きます。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
全員の方の賛成を頂きました。
よって「議第3号1番」につきましては、原案のとおり承認する事と致します。

次に「議第3号2番」につきまして、これも [redacted]委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員
[redacted]

会長

はい、有り難うございました
それでは、これより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「意見・質問無し」

会長

それでは、意見も無いようですので採決を致します。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きましたので、「議第3号2番」につきまして
は、原案のとおり承認する事と致します。

次に「議第3号3番」につきまして、XXXXXXXXXX委員さん宜
しくお願いを致します。

農業委員
XXXXXXXXXX

会長

はい、有り難うございました
それでは、質疑に入ります。
又、意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「意見・質問無し」

会長

それでは、意見等も無いようですので採決を致します。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きました。
よって「議第3号3番」につきましては、原案のとおり承認する事と
致します。

続きまして「議第3号4番」につきまして、XXXXXXXXXX委員
さんこれも宜しくお願い致します。

農業委員
XXXXXXXXXX

会長

はい、有り難うございました
それでは、これより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「意見・質問無し」

会長

宜しいでしょうか。

(異議無し)

会長

はい、それでは「議第3号4番」につきまして採決を致します。
原案のとおり許可する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
全員の方の賛成を頂きましたので、「議第3号4番」につきましては、
原案のとおり承認する事と致します。

次に「議第3号5番」につきまして、[redacted]委員さ
ん宜しくお願いを致します。

農業委員
[redacted]

会長

はい、有り難うございました
それでは、只今より質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「意見・質問無し」

会長

はい、それでは私の方からですね。
[redacted]

それでは、意見も無いようですので採決に入らせて頂きます。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きました。
よって「議第3号5番」につきましては、原案のとおり承認する事と
致します。

次に「議第3号6番」につきまして、[redacted]委員さん宜
しくお願いを致します。

農業委員
[redacted]

会長

はい、有り難うございました。
それでは、これより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

[redacted] ※場内より

事務局
(亀山一美)

写真でいいますと、こちらに写っているのが「生きがい健康センター」
になります。
こちら側が、線路側になります。
これが、「診療所」、「生きがい健康センター」になります。
そして、線路になります。
隣接した土地ですね。

農業委員

※スクリーン上にて説明

建物に行く道路は。

事務局
(亀山一美)

道路は、非常に狭いんですが地図でいうとここですね。
この写らない部分になりますが、この家の裏というか表というかこちらに入ってくる道はあります。

※スクリーン上にて説明

会長

丁度つきあたりというか。

事務局
(亀山一美)

はい、陸橋を降りた所になります。

会長

それでは、その他に意見は、どうでしょうか。

「車は、入れるんですね。」 ※場内より

事務局
(亀山一美)

車は、無理無理といいますが、ぎりぎり入れます。
そのへんにつきましては、確認をとっております。
地図をご確認願いたいと思いますが、線路との間にぎりぎり普通車が
通れるくらいに入るとの事です。
今、場内よりお話しもありましたが建築の方が辛いと思います。
柱を建てるにしてもユニットを何処に置くかが問題となります。
そんな心配もしております。

会長

その他に意見は。

農業委員

それは、公共道路。

事務局
(亀山一美)

個人です。
一部赤線の公共道路もあります。
譲受人の方の土地になります。

会長

他に意見等は、ございませんでしょうか。

「意見・質問無し」

会長

それでは、採決に入らせて頂きます。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願いします。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。

会長

全員の方の賛成を頂きましたので、「議第3号6番」につきましては、原案のとおり承認する事と致します。
尚、承認戴きました「議第3号1番」から「6番」につきましては、「許可相当」との意見を付して県に進達を致します。

続きまして、「議第4号 農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見について」を議第とし、事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

事務局
(可児義昌)

はい、それでは資料につきましては18頁からになります。
「議第4号 農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見について」議案の朗読と説明をさせていただきます。
今回の申請は、本年6月末の締切日迄にありました3件であります。

番号1

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

所有者氏名 [] 住所 []
転用事業者氏名 [] 住所 []

転用目的 []

番号2

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

所有者氏名 [] 住所 []
転用事業者氏名 [] 住所 []

転用目的 []

番号3

大字 [] 字 [] 地番 []
地目 登記簿 [] 現況 [] 面積 []

所有者氏名 [] 住所 []
転用事業者氏名 [] 住所 []

転用目的 []

本件「議第4号1番から「3番」につきましては、申請書における書面審査及び地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

それでは、順に説明させていただきますのでお手元の資料と併せて正面のスクリーンをご覧ください。

地図の矢印が写真の撮影方向となります。

1番につきましては、 []

事務局
(可児義昌)

次に2番につきましては、

次に3番につきましては、

以上です。

会長

それでは、只今事務局より説明がありました「議第4号」につきまして、順に地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂き順次審議致します。

初めに「議第4号1番」につきまして、委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員

会長

はい、有り難うございました

それでは、これより質疑に入ります。

意見や質問のある方かは、挙手にてお願いを致します。

※場内より

事務局
(亀山一美)

会長

他には、いかがでしょうか。

「意見・質問無し」

会長

宜しいでしょうか。

それでは、採決を致します。

原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。

委員全員の方の賛成を頂きましたので、原案のとおり承認する事と致します。

次に「議第4号2番」につきまして、委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員

会長

はい、有り難うございました。
これより質疑に入ります。
意見や質問のある方かは、挙手にてお願いを致します。

「意見・質問無し」


会長


それでは、宜しいでしょうか。
意見も無いようですので採決を致します。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会長

はい、有り難うございました。
委員全員の方の賛成を頂きました。
よって「議第4号2番」につきましては、原案のとおり承認する事と
致します。


次に「議第4号3番」につきまして、委員さん宜しく
お願いを致します。

農業委員




会長


はい、有り難うございました
これより質疑に入ります。
意見や質問のある方かは、挙手にてお願いを致します。

農業委員




会長




農業委員




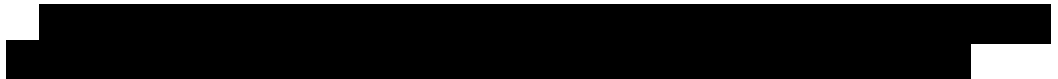
会長




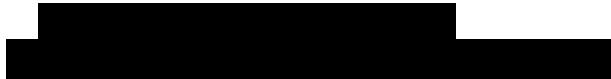
農業委員




会長



農業委員




農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

そうですね。

[Redacted]

そうですね。

[Redacted]

[Redacted]

他にご意見等は、ございませんでしょうか。

[Redacted]

[Redacted]

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

農業委員

会長

他にご意見等は、ございませんでしょうか。

一寸いいですかね。

はい、どうぞ。

いいですか。

はい。

農業委員

事務局
(亀山一美)

それは、順番に言いますと通常のな事務の流れを説明させていただきます。
ここで「承認」を頂いたものを、法律的に求められた書類がかなり有る訳なんです、それらを全て作りまして「県」の「可茂農林事務所」が窓口となりますので、提出を致します。

そうしますと、「県」の中の関係機関の各課長さん方が集まりました「農振部会」が現場を確認されたり、書類の確認をなされます事務が始まります。

そちらで、同様に審議された中で「許可」等のものが「承認」されますので、それが概ねふた月程度、今年ですとこれから申請に入りますので大体年内一杯かかってきます。

最終的に「協議」、「承認」と事務の流れが進んでくるのが17頁に説明をさせて頂いているんですが、全て法律が絡みますので大体6ヶ月から8ヶ月程度かかってきます。

ですから、「許可」全ていいですよ。」と言われるのは、一番最短でも2月から3月頃になります。

それから「転用」の方へ入っていきます。

「転用」につきましては、ここにも有りますように公共事業ですので「転用」の「許可」は、必要では有りませんので、「承認」が下りた段階で工事に入れます。

農業委員

事務局
(亀山一美)

農業委員

事務局
(亀山一美)

農業委員

事務局
(亀山一美)

会長

はい、そうですね。

他にご意見等は、ございませんでか。

「意見・質問無し」

会長

宜しいでしょうか。
それでは、「議第4号3番」につきまして採決を致します。
原案のとおり承認する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「多数挙手」

会長

はい、有り難うございました。
「議第4号3番」につきましては、多数の方のご承認を頂きましたので原案のとおり「承認」する事と致します。

尚、「議第4号1番」から「3番」「除外」に係る案件につきましては、全て「承認」を頂きましたので、今後は事務局にて適正に事務処理をし順次必要な手続きに入るように指示を致します。

続きまして、「議第5号 七宗町農業委員会農地の利用状況調査確認実施要領（案）について」を議第として、事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局
（可児義昌）

はい、それでは「議第5号 七宗町農業委員会農地の利用状況調査確認実施要領（案）について」議案の朗読と説明を致します。

資料につきましては、22. 23頁になります。

これは、昨年より「農地法」の改正により義務付けをされました「農地パトロール、利用状況調査」になるんですが実施の為に必要な措置となります。

昨年は、全国的に手探りの中で業務が遂行され当「農業委員会」につきましても、前任の「農業委員」さんの御協力の元実施を致しました。

本年につきましては、先月7月28日に急遽担当者会議が開催され事業実施の確認及び指導がなされました。

会議の席上、お示しの要領（案）ですが、ひな型が提示されこれを元に「七宗町農業委員会」として作成を致しました。

それでご承認の程宜しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長

はい、それではこれより質疑に入ります。
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

農業委員
[REDACTED]

去年からという事ですが、少し説明をして頂きたいと思うんですが。

事務局
（亀山一美）

はい、すいませんそれでは、全部読みますと時間がかかりますのでかいつまんで説明をさせていただきます。

これは、「農地法第30条」で定められました農地の現況確認でございます。

事務局
(亀山一美)

昨年から始まりまして今年も昨年同様8月から11月迄3ヶ月間8.9.10.11月、すいません4ヶ月ですね。4ヶ月間をかけまして、農地の全筆を一筆ずつ調査をするのが主旨でございます。ただ、中々全ての農地を誰の農地で全て作っていますか、作っていませんかと確認するのは、非常に困難な事だと思えます。そういった中でなるべく皆さんのお手間をかけない様にという事で少し、簡略的なやり方をさせて頂きたいと思えます。お手元に資料でお配りをさせて頂いておりますが、後程「連絡事項」で説明をする準備もしておりましたが、農地の現況確認をするという事で「報告書」を5枚程お手元にお配りをさせて頂いております。

「資料確認」

事務局
(亀山一美)

はい、それです。それで、皆さんがそれぞれに受け持ちの担当地区がございます。その地区で見に行かれまして、何月何日何時頃見に行ったらこの土地は、「一寸おかしんじゃないか。」「この土地はずっと長い間草も刈っていないがいいのだろうか。」と疑問に持たれます農地につきましてこちらに書いて報告をして頂きたいと思えます。それぞれにお手元に5枚ほど行っておりますが、これが余る事を期待しておりますが「足りないよ。」と言う事になりますと、非常に農地が荒れている形になってきますので5枚余る事が望ましいと思えますが、それぞれに状況を書いて頂きたいと思えます。もし、今ですとデジカメなどもお持ちかと思えますので写真で出して頂く事も可能ですが、それぞれに「確認される日にち」、「時間」、「場所」そして「状況」をこちらに書き込んで報告をして頂きたいと思えます。また、一寸疑問に思ふ場合には、「現場を一緒に見に行ってくれ。」などと連絡を頂ければ、「農地法」の確認と併せまして現地確認に随行させて頂きますので、なかなか法律的な用語で難しい形にしておりますが、お願いをしたいと思えますので、ひとつ御協力をお願いしたいと思えます。特に、事前準備として図面等もございますが、なかなか個人情報の中からみもありますので、この場ではお示しをしておりますが必要有りましたらご連絡を頂きたいと思えます。貸し出しという形になりますが、お渡しする事は出来ませんので現地確認の際には貸し出しを致しますので、宜しくお願い致します。

会長

宜しいでしょうか。

「意見・質問無し」

会長

せっかくですので、しっかり質問されまして聞いて頂いて御協力を頂きたいと思えますので。

農業委員
[REDACTED]

要するに担当地区の畑をパトロールすると。

事務局
(亀山一美)

はい、そうです。

農業委員

見て回って、明らかに農地の中に例えば隣地に関係無く、草ボウボウになって迷惑をかけている土地が有ると、そんな場合などが有るとすればその様な場合には報告をすると。

事務局
(亀山一美)

はい、そうです。

農業委員

そういうことやね。
他に農地がどうか分からない時には。

事務局
(亀山一美)

はい、農地と書いていても既に転用の「許可」受けてみえる様な場合なども有りますので、違っていてもいいですので報告をして頂いても、それを元に農地がどうか確認、調べた上で一緒にご指導の場を作らせて頂いたり文書の指導をしたりと次の段階にはいっていきますので、とりあえずは、皆さんお手持ちの地区の巡回、今言いましたパトロールをして頂きたいと思います。

農業委員

仮にひどい農地があれば、報告をすると。

事務局
(亀山一美)

はい。

農業委員

そう言う事やね。

農業委員

大体、優良農地と言え、土地改良やった所やな。

事務局
(亀山一美)

はい。
土地改良をした所が基本的に優良農地として「農振地域」にして守っていますので、その農地は基本的水田等にて耕作をしてみえると思いますので、山際に近い場合など、既に今日も何件か有りましたが山になって木を植えている場合など気づいたら、農地やったのかなと思う場合も有りますので気づいた件で結構でございますので。

農業委員

その結果は。
その対処はどうするんや。

事務局
(亀山一美)

その結果、「確かに農地だと、違法だと違法転用だと」判断された場合などは、文書等にて指導にはいっていきますので、なるだけそういった農地が無い事を希望したいと思います。

特に推薦委員さんにおかれましては、担当地区というのがございませぬが、お近くで結構でございますので、同じ様な協力をして頂きたいと思います。

会長

その他に質問等は、ございませんでしょうか。

「意見・質問無し」

